

# 山形県農業経営・就農支援センター専門家派遣事業 (農業経営・就農サポート推進事業) 実施要領

## 第1 事業の目的

意欲のある農業者等が、更なる経営発展を図ることができるよう、農業経営の法人化等を推進するとともに、経営の質の向上を支援するため、農業経営・就農支援体制整備推進事業実施要綱（令和6年3月28日付け5経営第3141号農林水産事務次官依命通知）別記1農業経営・就農サポート推進事業及びこの要領の定めるところにより、山形県農業経営・就農支援センター（以下「センター」という。）が法人化や経営改善・発展、経営継承等に関する課題を抱えている農業者等（以下、「農業者」という。）を支援することを目的として、税理士や中小企業診断士等の経営の専門家を派遣するものである。

## 第2 支援の対象者

支援の対象者は、以下の課題を抱えている農業者とする。

- (1) 農業経営の法人化
- (2) 農業経営の継承
- (3) 新規就農者の定着
- (4) 認定農業者における農業経営改善計画（農業経営基盤強化促進法第12条第1項に規定する農業経営改善計画をいう。）の目標達成
- (5) その他経営改善における課題等

## 第3 支援の内容

支援の内容は、第2に掲げる課題の解決に向けた計画の策定及び必要な手続きに関する、専門家からの農業者に対する個別の指導・助言とする。

## 第4 派遣する専門家

派遣する専門家は、センターの専門家名簿に登録されている者とする。

## 第5 派遣までの手続き

- (1) 派遣の申込み

専門家の派遣を希望する農業者は、各総合支庁に設置している実践チーム（農業技術普及課）等に、下記の書類を提出する。

- ア 専門家派遣申込書（様式第1号）
- イ 青色申告決算書の写しなど経営状況を把握できるもの
- ウ 農業経営改善計画認定申請書及び認定書の写し（認定農業者の場合のみ）
- エ 定款の写し（法人の場合のみ）
- オ 個人情報の取扱いの確認書

## (2) 派遣の要請

(1) の書類の提出を受けた実践チーム（農業技術普及課）等は、相談者の経営状況や目標等を記載した経営相談カルテ（様式第2号）を作成し、公益財団法人やまがた農業支援センター（以下、「支援センター」という。）に送付し、専門家の派遣を要請する。

なお、経営相談カルテの作成に当たっては、専門家が指導等を行う上で必要とする情報の収集等を十分に行い、相談内容等をできるだけ詳細に記入する。

## (3) 経営状況の報告・診断

支援センターは、農業経営・就農支援ワーキング会議を開催し、農業者の経営状況の診断、経営戦略の策定や支援チームの編成の決定を行う。

## (4) 派遣の決定・通知

支援センターは、農業経営・就農支援ワーキング会議での決定に基づき、専門家を推薦した団体との調整又は専門家との協議の上、派遣の日時及び場所を決定し、専門家に派遣を依頼する。

実践チーム（農業技術普及課）等は、農業者に派遣の日時・場所及び専門家を通知する。

## (5) 専門家の派遣

専門家は、支援センターからの依頼を踏まえ、農業者への指導・助言を行う。

支援センター及び実践チーム（農業技術普及課）等は、経営体が適切な指導・助言を受けられるよう、専門家の派遣先に同行する。

## (6) 情報の共有

支援センター及び実践チーム（農業技術普及課）等は、専門家の派遣に係るそれぞれの段階において、農業経営・就農支援チーム（農業振興課）と情報を共有する。

## 第6 派遣後の手続き

### (1) 専門家からの報告

専門家は、派遣の依頼を受けて農業者へ指導・助言を行った都度、その概要について専門家派遣実施結果報告書（様式第3号）により、支援センターに報告する。

### (2) 農業者からの報告

農業者は、派遣を受けて専門家から指導・助言を受けた都度、その概要について専門家派遣実施結果報告書（様式第4号）により、実践チーム（農業技術普及課）等へ報告する。

実践チーム（農業技術普及課）等は、様式第4号を取りまとめのうえ、支援センターに報告する。

### (3) 専門家からの計画等の提出

専門家は、各農業者に対する全体の指導・助言が終了した場合には、支援センターに、下記の書類を提出する。

- ア 農業経営の法人化の場合、法人設立から経営安定に至るまでの工程をまとめた法人化計画
- イ 農業経営の継承の場合、経営継承計画
- ウ 新規就農者の定着の場合及び認定農業者における農業経営改善計画の目標達成の場合、経営改善計画
- エ その他経営改善における課題解決の場合、その他必要な書類

#### (4) 農業者からの成果品の提出

農業経営の法人化を目標とする農業者は、専門家からの全体の指導・助言が終了した場合には、専門家の派遣を受けて作成した定款及び就業規則等を成果品として実践チーム（農業技術普及課）等に提出する。また、実践チーム（農業技術普及課）等は、成果品を取りまとめるうえ、支援センターに提出する。

#### (5) 農業者のフォローアップ

実践チーム（農業技術普及課）等は、専門家の派遣が終了した農業者の経営戦略の進行管理、実践状況等のフォローアップを行い、農業経営支援チーム（農業振興課）等と情報を共有するとともに、経営戦略の見直し等が必要な場合はセンターに提言を行う。

#### (6) PDCAサイクルの実現

実践チーム（農業技術普及課）等から提言があった場合は、支援センターは農業経営・就農支援ワーキング会議を開催し、見直しも含めたフォローアップを行う。

#### (7) 農業者への満足度調査の実施

支援センターは、専門家派遣した農業者に対し、派遣を実施した年度において、調査票（様式第5号）により満足度調査を行う。

実践チーム（農業技術普及課）等は、様式第5号を取りまとめるうえ、支援センターに提出する。

また、支援センターは、この調査の対象となった農業者に対し、派遣を実施した年度、最初に派遣を実施した年度を含む3年後及び5年後における経営戦略目標の達成状況に係る調査を様式第2号により行う。

実践チーム（農業技術普及課）等は、それぞれの年度内において、様式第2号を取りまとめるうえ、支援センターに提出する。

## 第7 専門家に対する謝金及び旅費

支援センターは、第6（1）及び（2）による報告が行われたことを確認したうえで、別に定めるところにより専門家に対して謝金及び旅費を支払う。

なお、謝金及び旅費の支払いに当たっては、専門家から提出された様式第3号の内容を確認し、おおむね1か月単位で所定の期日に専門家の指定する口座に振り込むものとする。

## 第8 派遣に係る留意事項

専門家が指導等を行う際に要する材料費等、伴走型支援の終了後において引き続き専門

家から指導等を受けるために必要となる顧問料等は、当該指導等を受ける農業者の負担とする。

附 則

この要領は、令和4年6月20日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年6月6日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年5月1日から施行する。